

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を平成17年7月31日は10万円、同年12月15日は40万円、18年7月14日は10万円、同年12月12日は45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月14日
④ 平成18年12月12日

申立期間について、賞与支給明細書で厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は10万円、申立期間②は40万円、申立期間③は10万円、申立期間④は45万円とすることが妥当である。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「当社は、B社の子会社であり、社会保険関係事務、給与計算事務はB社の事務担当者が行っており、自身は一切関与していなかった。」と申述しているところ、B社の事務担当者は、「A社は、B社の子会社であり、社会保険関係事務、給与計算事務は親会社である当社で行っており、申立人は、一切関与していなかった。また、申立期間当時は、当社の事務担当者が変わったばかりで、社会保険事務についてもよく分からず、A社の賞与支払届の提出についても引継が無かったため、申立人の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出することを失念していた。」と証言している。

さらに、親会社であるB社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所からも、同様の証言が得られていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から24年9月10日まで
私は、平成元年4月に社会保険事務所（当時）の職員から、「A会（後に、B組合）に勤めていた期間の脱退手当金を支給している。」と言われたが、B組合を退職する時、「脱退手当金」という言葉は上司から聞いたことは無く、受け取った記憶も無いので、受給に結びつく厚生年金保険記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA会を昭和24年9月に退職し、それから約2年後の26年7月にB組合に再就職、30年5月に同組合を退職しているところ、申立人の脱退手当金は、B組合の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の同年8月17日に、A会の厚生年金保険被保険者期間（申立期間）のみをその計算の基礎として支給されたことと記録されており、B組合に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人が、脱退手当金が支給されたこととされる時点の約3か月前に退職し、A会における被保険者期間を超える46か月のB組合に係る被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A会及びB組合の事業所記号は各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同一であることが確認できる上、申立人のA会に係る厚生年金保険被保険者台帳にはB組合で取得した申立人の別の被保険者番号が記

載されていることから、社会保険事務所においては、同一人の被保険者番号であることが認識されていたものと推認できるが、当時、被保険者番号の重複整理は行われておらず、不自然である。

さらに、B組合において会計主任だった者は、事業所として脱退手当金の請求手続きをした記憶は無いとしている上、脱退手当金受給記録のある元同僚は、事業所による脱退手当金についての説明及び手続きを受けることなく、本人が請求していたとしていることから、事業所による代理請求は考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成15年7月18日は16万円、16年7月20日は20万円、同年12月20日は22万円、17年12月20日は22万5,000円、18年12月20日は23万円、19年7月20日は21万9,000円、同年12月20日は22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年7月20日
⑦ 平成19年12月20日

A社に平成14年3月に入社し、現在も在職しているが、15年7月、16年7月、同年12月、17年12月、18年12月、19年7月及び同年12月に支給された賞与がオンライン記録に記載されていない。厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与支払明細書から、申立人は、全ての申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、申立期間のうち、申立期間①、③及び⑤

については、賞与支給額に対応した保険料が控除されていることから、申立人の標準賞与額は、申立期間①は16万円、申立期間③は22万円、申立期間⑤は23万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立期間②、④、⑥及び⑦の標準賞与額については、申立期間②は20万円、申立期間④は22万5,000円、申立期間⑥は21万9,000円、申立期間⑦は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成16年7月20日は12万円、同年12月20日は12万円、17年12月20日は11万8,000円、18年12月20日は12万円、19年7月20日は11万5,000円、同年12月20日は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月20日

A社に勤務していたときに支給された賞与のうち、平成16年7月、同年12月、17年12月、18年12月、19年7月及び同年12月に支給された賞与がオンライン記録に記載されていない。厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与支払明細書から、申立人は、全ての申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認でき、申立期間のうち、申立期間④については、賞与支給額に対応した保険料が控除されていることから、申立人の申立期

間④の標準賞与額は12万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立期間①、②、③、⑤及び⑥の標準賞与額については、申立人の申立期間①は12万円、申立期間②は12万円、申立期間③は11万8,000円、申立期間⑤は11万5,000円、申立期間⑥は11万円8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間における標準賞与額については、平成18年12月20日、19年7月20日及び同年12月20日は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日
③ 平成19年12月20日

A社に平成16年9月に入社し、現在も在職しているが、18年12月、19年7月及び同年12月に支給された賞与がオンライン記録に記載されていない。厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与支払明細書から、申立人は、全ての申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できるが、申立期間の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③の標準賞与額については、9万8,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成19年12月20日は15万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月20日

A社に平成17年4月に入社し、現在も在職しているが、19年12月に支給された賞与がオンライン記録に記載されていない。厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る賞与の標準報酬記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の標準賞与額を15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年9月の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成8年10月31日から同年11月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の被保険者資格喪失日（平成8年10月31日）を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月30日から同年11月1日まで
A社に勤めていた当時の同僚が、申立期間について被保険者期間として認められたので、私の場合も申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年9月30日から同年10月31日までの期間について、雇用保険の加入記録、当時の経理担当者及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年9月30日）の後の平成9年2月12日付けで、申立人の同社における被保険者資格の喪失日が当初8年10月31日と記録されていたものが、遡って同年9月30日と記録されていることが確認できる。

また、申立人と同時期に勤務していた複数の従業員についても、平成

9年2月12日付けで遡って資格喪失日の記録の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は申立期間において、法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が在籍していたと認められ、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成8年9月30日に資格を喪失した旨の訂正処理を遡って行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、当該訂正処理前の同年10月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年8月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成8年10月31日から同年11月1日までの期間については、遡って被保険者資格の訂正や取消しが行われた形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

しかし、雇用保険の記録、当時の経理担当者及び複数の従業員の供述から、当該期間において申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の経理担当者は、当該期間においても従前と同様に厚生年金保険料を給与から控除していた旨供述していることから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における取り消された平成8年10月の定時決定のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は当該期間において、適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本から法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が在籍していたことが認められることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成8年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 552 (事案 36 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和8年4月から13年7月まで
② 昭和15年9月から18年3月まで
③ 昭和19年4月から20年2月まで
④ 昭和20年9月から30年12月まで

私は、昭和8年4月にA事業所に就職した。当時は日給月給制で15円くらいの賃金から厚生年金保険料が2円くらい差し引かれていた。その後、再びA事業所に勤務後、B事業所、C社にそれぞれ勤務し、昭和20年9月からは三度、A事業所に勤務し、30年12月に退職した。A事業所の月々の給与明細書に保険料控除の記載があったことをはっきり覚えているので未納となっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び④について、申立人はA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、i) 労働者年金保険(現厚生年金保険)制度の発足は昭和17年6月であり、同年5月以前の申立期間①及び②の一部は、制度発足前のため厚生年金保険被保険者とはなれないこと、ii) A事業所が適用事業所となったのは申立人が退職後の43年4月であることから、申立期間②の残余の部分及び④においても適用事業所となっていないため厚生年金被保険者にはなれないこと、また、申立期間③について、申立人は、戦時企業合同により昭和18年7月に設立されたC社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、i) 当該事業所は既に解散しており、当時の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる関連資料は無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) オンライン記録によれば、20年2月から同年4月までは被保険者記録を

確認できるものの、申立人が主張する期間については、被保険者記録を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の決定に納得できないとし、申立人自身が詳細に記入した履歴書を参考に審議してほしいと主張した上で再度申し立てをしているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。